



2024年4月12日

各 位

会 社 名 ウェルスナビ株式会社
代表者名 代表取締役 CEO 柴山 和久
(コード番号：7342 東証グロース)
問合せ先 取締役 CFO 廣瀬 学
(TEL. 03-6632-4911)

取締役及び従業員に対する譲渡制限付株式としての新株式発行に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、以下のとおり、譲渡制限付株式（報酬）として新株式発行（以下「本新株発行」という。）を行うことについて決議いたしましたので、お知らせいたします。

1. 発行の概要

(1) 割当日又は払込期日	2024年5月10日
(2) 発行する株式の種類及び株式数	当社普通株式 101,900株
(3) 発行価額	1株につき1,533円
(4) 発行価額の総額	156,212,700円
(5) 割当予定先	取締役5名 30,922株 従業員67名 70,978株
(6) その他	本新株発行については、金融商品取引法による臨時報告書を提出しております。

(注1) 本新株発行のうち、取締役に対する発行は、取締役の報酬等として金銭の払込み又は現物出資財産の給付を要せずに当社の普通株式を発行する方法により行い、従業員に対する発行は当社から支給する金銭債権を現物出資させて当社の普通株式を発行する方法により行います。前者の発行価額は本新株発行に係る当社普通株式の公正な評価額、後者の発行価額は会社法上の払込金額であり、いずれも2024年4月11日（取締役会決議日の前営業日）の東京証券取引所における当社の普通株式の終値である1,533円です。

(注2) 発行価額の総額は、本新株発行に係る当社普通株式の公正な評価額の総額及び会社法上の払込金額の総額の合計額です。

2. 発行の目的及び理由

当社は、2021年2月25日開催の取締役会において導入が決議され、2022年2月21日開催の取締役会及び2024年2月20日開催の取締役会においてそれぞれ改定が決議された譲渡制限付株式（報酬）制度（以下「本制度」という。）に基づき、本日開催の取締役会において、当社の取締役（社外取締役を含み、監査等委員である取締役を除く。以下同じ。）5名（以下「対象役員」という。）及び従業員67名（以下「対象従業員」という。）に対し、当社の中長期的な企業価値及び株主価値の持続的な向上を図るインセンティブを付与すると共に、株主の皆さまと一層の価値共有を進めること（従業員については、加えて福利厚生の実施を図ること）を目的として、当社の財務状況その他諸般の事情を勘案し、対象役員に対しては取締役の報酬等として金銭の払込又は財産の給付を要せずに当社の普通株式30,922株、また、対象従業員に対しては金銭債権合計108,809,274円

の現物出資と引き換えに当社の普通株式 70,978 株、合計当社の普通株式 101,900 株（以下「本割当株式」という。）を発行することを決議いたしました。

なお 2024 年 3 月 26 日開催の第 9 期定時株主総会において、①本制度に基づき、金銭報酬枠とは別枠で、当社の取締役に対する報酬として年額 75 百万円以内（うち社外取締役分は年額 15 百万円以内）とすること、②取締役に対して報酬等として金銭報酬債権を支給し取締役が当該金銭債権の全部を現物出資して、当社の普通株式の発行若しくは処分を行う方法、又は、取締役の報酬等として金銭の払込み若しくは現物出資財産の給付を要せず当社の普通株式の発行若しくは処分を行う方法によること、③譲渡制限期間を（Ⅰ）譲渡制限付株式の交付日から当社の取締役その他当社取締役会で定める地位を退任又は退職（但し、退任又は退職と同時にかかる地位のいずれかに就任又は再任する場合を除く。以下同じ。）する日までの期間又は（Ⅱ）約 3 年間から約 5 年間までのうち当社取締役会が定める期間（ただし、当該期間の範囲内で、取締役会が別途定める譲渡制限付株式の数について、部分的・段階的に解除することを可能とする。）とすること（以下、本割当株式のうち、譲渡制限期間を（Ⅰ）とする株式を「本割当株式Ⅰ」、譲渡制限期間を（Ⅱ）とする株式を「本割当株式Ⅱ」といいます。）、並びに④(i)当社の取締役会が定める役務提供期間の間、継続して、当社の取締役その他当社取締役会で定める地位を有すること、及び(ii)当社の取締役会が正当と認める理由により、当該役務提供期間満了前に当社の取締役その他当社取締役会で定める地位を退任又は退職した場合には、譲渡制限を解除する株式の数を、必要に応じて合理的に調整することにつき、ご承認をいただいております。

3. 本制度の概要

本制度に基づき、当社の取締役は、報酬等として当社の普通株式の発行又は処分を受けることとなります。また、当社の従業員は、本制度に基づき当社より支給された金銭債権の全部を現物出資財産として払い込み、当社の普通株式の発行又は処分を受けることとなります。

本制度により発行又は処分される当社の普通株式の総数は、取締役に対しては、年 45,000 株（うち社外取締役分は年 9,000 株）以内とします。

また、当社の従業員に発行又は処分される当社の普通株式の 1 株当たりの払込金額は、発行又は処分に係る取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として、割当てを受ける従業員に特に有利とされない範囲において取締役会において決定いたします。

また、本制度による当社の普通株式の発行又は処分に当たっては、当社と割当てを受ける取締役及び従業員との間で譲渡制限付株式割当契約を締結するものとし、その内容として、次の事項が含まれることとします。

- ① あらかじめ定められた期間、譲渡制限付株式割当契約により割当てを受けた当社の普通株式について譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならないこと
- ② 一定の事由が生じた場合には当社が当該普通株式を無償で取得すること

<対象役員を対象とする譲渡制限付株式割当契約の概要>

本新株発行に伴い、当社と対象役員は個別に譲渡制限付株式割当契約を締結いたしますが、その概要は以下のとおりです。

(1) 本割当株式Ⅰについて

ア. 譲渡制限期間

対象役員は、2024 年 5 月 10 日（割当日又は払込期日）から当社の取締役、執行役員及び使用人のいずれも退任若しくは退職（但し、退任又は退職と同時にかかる地位のいずれかに就任又は再任する場合を除く。）する日、又は、当該日より、本割当株式Ⅰの交付日の属する事業年度経過後 3 月を超えた直後の時点（2025 年 4 月 1 日の到来直後の時点）が遅い場合には、その時点（但し、死亡その他当社の取締役会が正当と認める理由がある場合を除く。）までの間、本割当株式Ⅰについて、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない。

イ. 譲渡制限の解除条件

対象役員が、割当日又は払込期日の直前の当社定時株主総会の日から翌年に開催される当社定時株主総会の日までの期間（「（１）本割当株式Ⅰについて」において以下「本役務提供期間」という。）の間、継続して、当社の取締役、執行役員又は使用人の地位にあったこと、及びその地位に応じて当社の「執行役員規程」又は「就業規則」に定められている辞任届出期間又は退職意思申入れ期間を遵守していることを条件として、譲渡制限期間の満了時において、本割当株式Ⅰの全部につき、譲渡制限を解除する。ただし、対象役員が本役務提供期間において、死亡その他当社の取締役会が正当と認める理由により当社の取締役、執行役員及び使用人のいずれも退任又は退職した場合、当該退任又は退職の時点において、本役務提供期間開始日を含む月の翌月から当該退任日又は退職日を含む月までの月数を12で除した数（ただし、計算の結果、1を超える場合には1とする。）に、本割当株式Ⅰの数を乗じた数（ただし、計算の結果、1株未満の端数が生ずる場合には、これを切り捨てる。）の本割当株式Ⅰにつき、譲渡制限を解除する。

ウ. 当社による無償取得

当社は、譲渡制限期間の満了時において、譲渡制限が解除されていない本割当株式Ⅰを当然に無償で取得する。

エ. 株式の管理

本割当株式Ⅰは、譲渡制限期間中の譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができないよう、譲渡制限期間中は、対象役員が大和証券株式会社に開設した譲渡制限付株式の専用口座において管理される。

オ. 組織再編等における取扱い

譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要しない場合においては、当社の取締役会。以下同じ。）で承認された場合には、取締役会の決議により、本役務提供期間開始日を含む月の翌月から組織再編等承認日を含む月までの月数を12で除した数（ただし、計算の結果、1を超える場合には1とする。）に、当該時点において保有する本割当株式Ⅰを乗じた数（ただし、計算の結果、1株未満の端数が生ずる場合には、これを切り捨てる。）の本割当株式Ⅰにつき、組織再編等効力発生日の前営業日の直前時をもって、これに係る譲渡制限を解除する。

(2) 本割当株式Ⅱについて

ア. 譲渡制限期間

対象役員は、次に定める期間、本割当株式Ⅱについて、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない。

(ア) 本割当株式Ⅱのうちの2割の数の本割当株式Ⅱ（以下「本割当株式Ⅱ-1」という。）については、割当日又は払込期日から2025年4月1日の到来直後の時点までの間（以下「本譲渡制限期間1」という。）

(イ) 本割当株式Ⅱのうちの3割の数の本割当株式Ⅱ（以下「本割当株式Ⅱ-2」という。）については、割当日又は払込期日から2026年に開催される当社の定時株主総会の日までの間（以下「本譲渡制限期間2」という。）

(ウ) 本割当株式Ⅱのうちの5割の数の本割当株式Ⅱ（以下「本割当株式Ⅱ-3」という。）については、割当日又は払込期日から2027年に開催される当社の定時株主総会の日までの間（以下「本譲渡制限期間3」という。）

イ. 譲渡制限の解除条件

対象役員が、次に定める期間（「（２）本割当株式Ⅱについて」において、以下、次に定義する本役務提供期間1乃至3を総称して「本役務提供期間」という。）、継続して、当社の取締役、執行役員又は使用人の地位にあったことを条件として、本譲渡制限期間1乃至3のそれぞれの満了時において、それぞれの譲渡制限期間に対応する本割当株式Ⅱの全部につき、譲渡制限を解除する。

- (ア) 本割当株式Ⅱ-1については、割当日又は払込期日の直前の当社定時株主総会の日から 2025 年に開催される当社定時株主総会の日までの期間（以下「本役務提供期間 1」という。）
- (イ) 本割当株式Ⅱ-2については、割当日又は払込期日の直前の当社定時株主総会の日から 2026 年に開催される当社定時株主総会の日までの期間（以下「本役務提供期間 2」という。）
- (ウ) 本割当株式Ⅱ-3については、割当日又は払込期日の直前の当社定時株主総会の日から 2027 年に開催される当社定時株主総会の日までの期間（以下「本役務提供期間 3」という。）

ただし、対象役員が本役務提供期間 1 乃至 3 において、死亡その他当社の取締役会が正当と認める理由により当社の取締役、執行役員及び使用人のいずれも退任又は退職した場合、当該退任又は退職の時点において、本役務提供期間開始日を含む月の翌月から当該退任日又は退職日を含む月までの月数を本役務提供期間 1 乃至 3 の開始日を含む月の翌月から本役務提供期間 1 乃至 3 の満了日を含む月までに対応する月数で除した数（ただし、計算の結果、1 を超える場合には 1 とする。）に、各本役務提供期間に対応する各本割当株式Ⅱの数を乗じた数（ただし、計算の結果、1 株未満の端数が生ずる場合には、これを切り捨てる。）の本割当株式Ⅱにつき、譲渡制限を解除する。

ウ. 当社による無償取得

当社は、譲渡制限期間の満了時において、譲渡制限が解除されていない本割当株式Ⅱを当然に無償で取得する。

エ. 株式の管理

本割当株式Ⅱは、譲渡制限期間中の譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができないよう、譲渡制限期間中は、対象役員が大和証券株式会社に開設した譲渡制限付株式の専用口座において管理される。

オ. 組織再編等における取扱い

譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会で承認された場合には、取締役会の決議により、本役務提供期間開始日を含む月の翌月から組織再編等承認日を含む月までの月数を本役務提供期間 1 乃至 3 の開始日を含む月の翌月から本役務提供期間 1 乃至 3 の満了日を含む月までに対応する月数で除した数に、当該時点において保有するそれぞれの各本役務提供期間に対応する各本割当株式数Ⅱを乗じた数（ただし、計算の結果、1 株未満の端数が生ずる場合には、これを切り捨てる。）の本割当株式Ⅱにつき、組織再編等効力発生日の前営業日の直前時をもって、これに係る譲渡制限を解除する。

<対象従業員を対象とする譲渡制限付株式割当契約の概要>

本新株発行に伴い、本割当株式の発行を受ける対象従業員のうち、一部の対象従業員は、当社との間で本割当株式Ⅰ及び本割当株式Ⅱに係る譲渡制限付株式割当契約と概ね同旨の譲渡制限付株式割当契約を締結し、その他の対象従業員は、当社との間で本割当株式Ⅱに係る譲渡制限付株式割当契約と概ね同旨の譲渡制限付株式割当契約を締結いたします。

4. 払込金額の算定根拠及びその具体的内容

本新株発行のうち、対象従業員に対する発行は、本制度に基づき割当予定先に支給された金銭（債権を出資財産として行われるものであり、その払込金額は、恣意性を排除した価額とするため、2024年4月11日（取締役会決議日の前営業日）の東京証券取引所における当社の普通株式の終値である1,533円としております。これは、取締役会決議日直前の市場株価であり、直近の株価に依拠できないことを示す特段の事情のない状況においては、当社の企業価値を適切に反映した合理的なものであって、対象従業員にとって特に有利な価額には該当しないと考えております。

以 上